

# いじめ対策アクションプラン

## ～いじめ・不登校防止計画～

小山市立小山城東小学校

### 1 いじめの防止について

#### 学校の方針

心のふれ合いを大切にした教育活動を推進するとともに、子ども一人ひとりの理解を深め、好ましい人間関係や信頼関係を基盤とした児童指導の充実に努める

#### 学級経営

##### いじめの早期発見・早期対処

- ・「悩みごとアンケート」の毎週の実施
- ・人権の尊重、思いやりの心を育てる指導（道徳・特別活動の工夫）
- ・いじめる側の交友関係把握と所属感の深化
- ・子どもとの十分なふれあいの場の確保
- ・保護者との密接な連携と経過報告

#### 職員の連携

##### チーム支援の充実

- ・担任一人で問題を抱え込まず相談する。
- ・全職員での共通理解を図り、チーム支援を行う。
- ・いじめ対策委員会を開く
- ・小中9年間を見通して指導する。

#### 集団活動の充実

##### 子ども集団の自己教育力 (一人一人が満足する学校生活)

- ・自他のよさを認め合う人間関係づくり（日常生活や帰りの会で善行の称賛や周知等）
- ・所属感を高める学級づくり
- ・特別活動の工夫により、子どもを自立させ、所属感、連帯感を高める企画立案
- ・体験的活動、ふれあえる活動の充実

#### 日常の教育相談

##### 子どもとの信頼関係

- ・教育相談の強化と相談室の活用
- ・「きいてきいてポスト」の活用
- ・QU や日常観察、アンケート等による孤立児や周辺児の把握と意図的支援
- ・悩みごとアンケートの実施(毎週)および活用

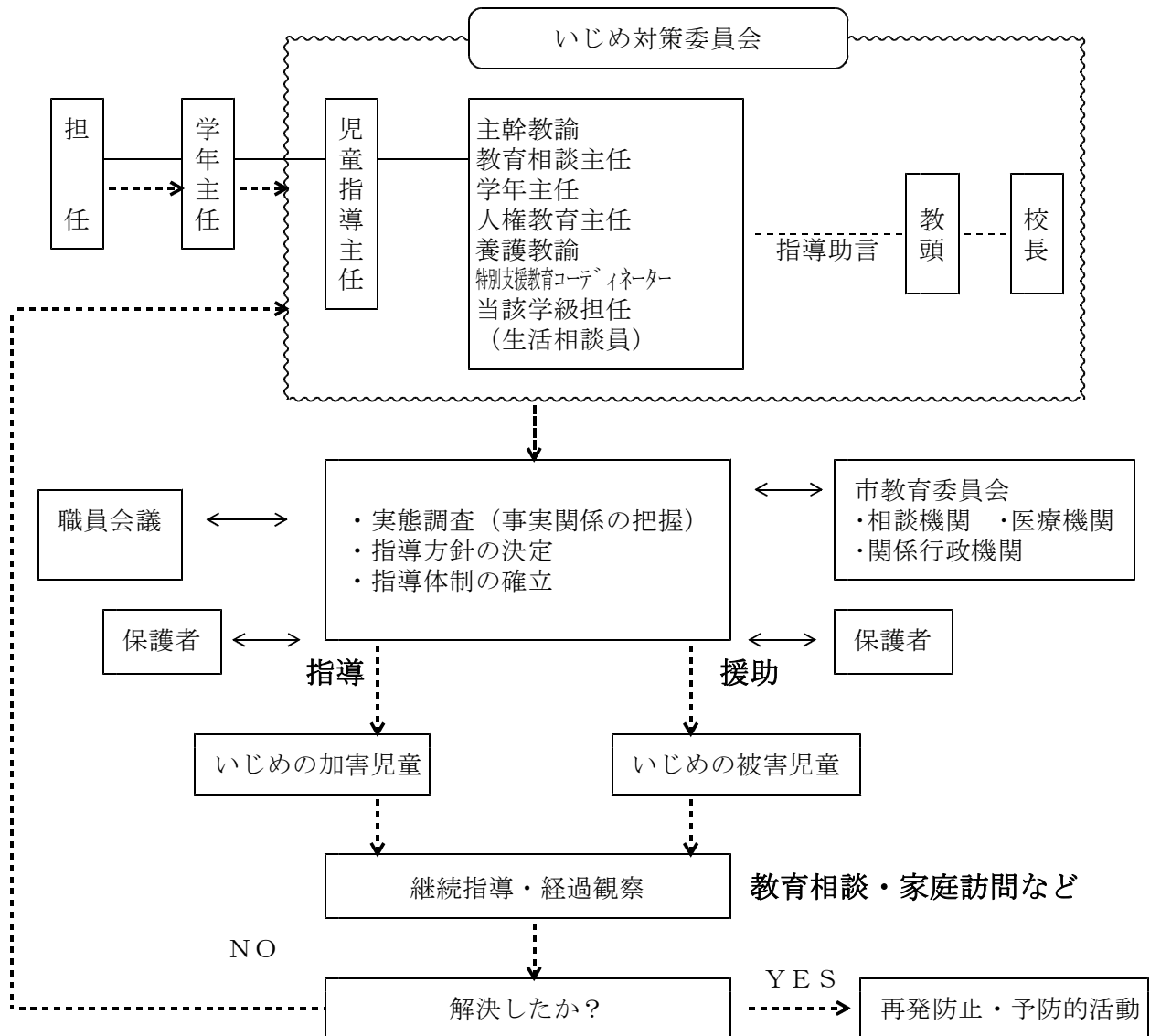
子ども

#### 予 防 的 活 動

| 学 級  | 職 員 の 実 践  | 地 域 家 庭 へ  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の生活指導の充実（基本的な生活習慣・正しい言葉遣いの指導など）</li> <li>・ 月別生活目標の意識付け強化</li> <li>・ 「城東っ子の一日」の意識付け強化</li> <li>・ 楽しく、規範意識の高い学級の雰囲気づくり</li> <li>・ 朝の読書活動</li> <li>・ 体験的、ふれあえる活動の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが主体的に活動する授業の実践</li> <li>・ 道徳や特別活動の実践及び研修</li> <li>・ 差別やいじめの芽への対応策の研修</li> <li>・ 子ども集団の自己教育力を引き出す研修</li> <li>・ 朝の会、帰りの会のもち方の工夫</li> <li>・ 小中で一貫した共通理解のもと指導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校だより、学年だよりを通しての地域との連携</li> <li>・ 通知や電話連絡での児童についての情報提供</li> <li>・ 地域からの情報に対する誠意ある対応</li> <li>・ P T A との連絡協議の場の確保</li> <li>・ 児童と保護者との関わりの重要性の啓発</li> </ul> |

## 2 いじめ対策委員会の組織及びいじめの対応の仕方

----- 全校体制で指導・援助が必要な問題（いじめ）が発生した場合の流れ



- (1) いじめなどの問題行動を察知した場合、学級担任はその実態を把握し、概要を学年主任に報告し、解決策の検討をする。
- (2) 学年主任は、学級担任とともに関係児童の指導にあたるが、問題の即時解決が難しかったり問題が多学年の児童に関わっていたりする場合、必要に応じていじめ・不登校対策委員会の開催を児童指導主任に要請する。
- (3) いじめ対策委員会で、実態調査に基づく指導方針・指導体制等の対応策が協議できたら、関係児童への指導・援助や教育相談、必要に応じて家庭訪問等を迅速に行い、その経過を児童指導主任に報告する。児童指導主任は校長・教頭に報告する。
- (4) 児童指導主任は、問題行動の概要及び指導方針、指導経過等を全職員に伝え、共通理解を図るとともに、事例研究の一環として教職員の指導力向上に生かす。